

善光寺物語（紹介）

西田， 耕三

<https://doi.org/10.15017/4784000>

出版情報：雅俗．2， pp.164-177， 1995-01-10． 雅俗の会
バージョン：
権利関係：



善光寺物語（紹介）

西 田 耕 三

『善光寺物語』は、天保年間、越中の黒川那雄という人が善光寺へ参詣して経験した話を、のちに同じ越中の五十嵐篤好が書きとめたもので、善光寺御堂の北裏にあった祠の祭式にかかわる中衆（善光寺寺中の一つ）に関する伝承と解釈の記録である。現在知られている本は、河野通義が嘉永元年（一八四八）九月に筆写したもの（金沢市立図書館蔵）と、その河野本を昭和十一年六月に増山茂正がほぼ忠実に転写したもの（富山県立図書館蔵）で、前者は国文学研究資料館のマイクロ資料にも収録されている。

ここに紹介するのは、河野本とは別のルートを経たと思われる天保十二年（一八四一）筆写の本である。河野本（ひいては想定される五十嵐篤好筆記本）にはない情報を含んでいる。短文なのでまず全文を翻刻し、校異を示し、内容に関する先学の考説をいくらか付記することにする。

一 翻刻

底本は、写本四書を合綴したものの中の一書四丁分で、合綴本全体の表紙（共紙）には『珍話 善光寺物語 黒川那雄大老之記話』とある。これに並べて、『徳本行者御一代記』『東照宮 御縁起 朝日埜芽久見』『義賢行者御口説記』と、他の三書の表題が記されている。全五十五丁（表紙含む）のうち、四十四丁が徳本上人関係の記録である。

翻字は底本通りにしたが、漢字は通行の字体に改めた。底本に句読点はなく、私に付した。また、河野本との異同を本文

右側に（）で示した。本文の右側に示すのが適當でない大きな異同が五ヶ所あり、その中には河野本との別ルートの経緯を示す情報も含まれているので、別に校異の項目を設けた。河野本は漢字ひらがなまじり。黒色朱色水色で、本文の訂正、振り仮名、読点が施されている。そこには後人の手が加わっているかもしれないが（ごく僅かだが、水色で訂正してある箇所）の全部が増山茂正筆写本には落ちて（）、ここでは一々區別せず、一括して河野本と考えた。表記のみの異同は無視し、河野本にある読点も無視した。振り仮名は参考になると思われるもののみ河野本から採用した。

善光寺物語 黒川翁ヨリ五十嵐氏キ、書記文作者小豊治 全

北陸道信濃国水内郡^{（校異）}幸井^{（トモナシ）}郷定額山善光寺物語但寺領千石

新川郡但富山ヨリ八丁東北ニ町新庄村黒川屋小右エ門老人時年七十一雅名ハ那雄ト云ナリ。

黒川那雄翁語リケラクハ、信濃国善光寺ノ仏、年ニ一度八幡宮ニナラセ下フコトアリ。天保元^{（ナシ）}庚寅年江戸ヘイキタリシ時、

八月廿六日信濃国善光寺ニ至リテ、善光寺エ詣テタリシニ、人皆泥鞋モトラデ仏ノ御前近クス、ミヌカヅキ、或ハ通夜シ、御名称フルナド、遠キ国々ノ人モ多カルサマニテオシコリタリ。何ノ書ニテ見シニヤ、又ハ人ノイヒタルニヤ、此仏年毎ノ師走ヲト申^{（ナシ）}ノ日一夜、八幡大明神ニナラセ下フトイヘル事アリケリト、不図思ヒ出テ、御堂ノ北ナル隅ニ方丈ハカリ物敷テ、僧五六人アリテ人々ニ御影ヲ与ヘ、納経帖記シナトスル処ヘヨリテ、シカ／＼承ルハ誠ニヤト問ヒケレハ、去ル事ナリト答フ。猶ツバラニ聞カマホシケレド、此処イト事繁ケレハ、御堂ノ真ウシロナル赤塗ノ小社ノ前ニ下リテ雑事スル男に問ニ、今年師走神事ノ当番ハ惣門ノ外南側ナル某寺也トイフ。ソコニユキテ見レハ、惣門ニ続キタル処ニテ、町並ニ小門ナル寺也。入リテ見レハ、朝行事ノホドナリケル。此ノ方ニユキテ、主ジニ承カマホシキコトアリテマイレルナリ、対面給ハラム、トイヒ入レテ、ソコナル簀ノ子ニ尻カケテ見入居タレハ、内ノサマ広クハアラネト、イト清ラニ心ニクヘ住ナシナリ。納処ノカタ、人ノユキカフニ、三十計ナル女ノ、ケシウハアラヌガ、下部ノ男ニモノオフスルアリ。家ドウシニヤアラム、イカニヤトイトイブカシ。カ、ルウチニ誦經ヤミテ主シ出来タリ。年ハ三十三四ナルヘシ。我旅衣ノマ、ナル無礼ノ罪ハユルサセ

給ヘトテ、彼師走ノ神事ノ事ヲ問ヘハ、爾リ、祭場ハカノ赤塗ノ小社ニテ御下宮ト称シ、当夜奉幣備膳（ビゼン）オゴソカナリトイヘリ。サラバトテ、懷ヨリ神拝帖ヲトウデ、又サ賽華取添テ、今ノ下フ処ヲ是ニ書テ給ハレト乞ヘハ、主ジ云ク、祭礼ハ今イヘルニ違フ事ナシ、物ニ記シテ人ニ与ヘタル例ナケレハ記シガタシトイヘリ。我レ云フ、マサシク其事アルカラハ、記シ給ハル事何カ苦シカルヘキ、シヒテ乞ヘトモ、カニカクニイナマルレハスベナクテ、サラハオノレ記シテム、君印シシ給ハレ、トイヘバ、ソハ我方記シタルニ同シトテ、ウチ笑ラハル。ソレモ理リナレハ、我モ打笑テ、猶タメラヒオレハ、主シ御願ヒイトセチナレハ、我ガトモガラ十二院ニカタラヒ見ムトモ思ヘド、我レ其頭ラナレハ、誰カハ我方論ニ違フベキ、去レハ君ガ足ヲ止メンモ中々ナリト、手ヲモミ居ラレタリ。今ハスヘナシマカリナントイヘハ、暫シトテ奥ニ入りテ、紙ニ包メル物三方ニスヘテ持出、是ハ御仏供ノオロシナリ、是ヲダニ持歸リ給ヘトアルヲ戴キテ、此包紙ニ御寺ノ号ヲ記サセ給ヘトイヘハ、裏ノカタニ記シタリトアルヲ見レハ、兄部坊トアリ。此訓ハイカヘト問ヘハ、コノコベ坊ナリトイヘリ。世ニ聞エヌ名カナ、ユヘコソアラメ、猶此山ノ開ケシ始八幡宮ノユヘヨシクワシクキカマホシ、語ラセ給ヘト問フニ、主シ涙ダ落（オチ）テ、世々経事フリテ、今ハ更ニシルモノナシ、唯イヒ伝ヘタルハ、人皇三十代欽明天皇ノ御宇、百済国聖明王ヨリ仏經ト仏像ヲ奉ル、斯テ皇国ニハ、モトヨリ祭ル処ノ大神ダチマシタレハ、異国ノ神ヲ祭ラム事イカヘト、朝議決セザリシニ、時ノ大臣蘇我ノ稻目此法ヲ信スレハ、御仏ヲ稻目ヒトリニ賜ハリシカ、其頃世ノ中ニアシキ病起リ、サマノ災ハヒアリテ、是皆御仏ノ不幸トハナリス。稻目カ子馬子宿禰、天皇ヲ殺シ奉リ、其子蝦夷大臣、其子入鹿大臣モ仏法ヲ信シ、政ヲホシヒマ、ニシ、終ニミナ亡シ事、国史ニ見ヘシカ如シ。カ、レハ此仏モ、都ノ内ニ安置スル事ナリガタク、蝦夷力末女、尼ニテヲハシケルカ、百済国ヨリ御仏守護ニツキマウ来シ堂堂坊堂明坊カ子孫二人トモニ、御仏ヲ供奉シ、都ヲ出テ諸国ヲ経メグリ、ツヒニ此善光寺ニ止マリ給ヒシトソイヘ伝ヘタル。今当山ノ住職大本願上人ト申奉ルハ、曾我ノ尼公ノタメシニナラヒ、伏見殿ヨリ御入ノ尼公也。堂堂坊堂明坊ノ二ケ寺モ、今ニ嫡々相承シテ、昔ニカワラズ住セリ。又、大勸進トイフハ、大円覺院權僧正ト称シ、江戸東叡山ヨリ立居給フ。マタ衆侍トイヘル廿一ケ寺ハ、清僧ニテ門内ニ住メリ。是仏ノ方也。我輩ガラ十二ケ寺ハ、中衆トイヒテ、門外ニ住メリ。神ノ方也。此外二十ケ寺、妻戸トイフ者アリ。トモニ妻

帶ナリ。中衆ハ古名灯明主ト云。元録之頃迄ハ、御普代衆トイヒシナリ、ト物語ラル。我又問フ。尔ラハ世ニイフ本田善光
アヤメノ前ノ事ハイカニ、キカマホシトイヘハ、是ハタ、世ニイフ事ニシテ、此山ニサラニ事迹ナシ。サレト武田信玄此地
ヲ領シ給ヒシ時、其臣岡本某ヲモテ此地ノ令タラシメタリ。其頃マテハ、仏ノ御前ニヤラヒアリシヲ、岡本ノ母ノ尼君取(ナシ)私
ハセテ、タレモ親シク御仏ヲ拜ム事トハナセリトソ。其後武田ノ家モハカナクナリ、岡本兄弟モ別レチリテ、其子孫、
今ノ世一人ハ和哥山侯ニ仕ヘ、一人ハ南部侯ニ仕ヘマツレリ。此岡本兩家、代替リニハ必此山ヘ拜礼ニ来ラル(サダマリ)、格ナリ。其
家ニ藏メタル御仏ノ御影ニハ、善光アヤメノ前ノ像ヲ画キタリ。コハイカナルユヘトモ難知(サダマリ)。サテ亦此山ニ、仏ノ餅搗ト
イフ式アリ。毎歳十二月廿三日、精米壹石ヲツキテ男根ノ形ニ作り、又壹石ヲ女根ノ形ニ作りテ奉ル也。今君ニ参ラセシ
御供モ其時ノオロシナリ。亦御下ガリノ宮ノ祭式ニ備膳品々ノウチ、一種二種失ユク事アリ。必此境内ニ落散リアリテ、
其ヲ拾フ者多ハ盲人ナリ。是モ一奇事也。此山ノ事先アラマシカクノ如シト語ラル。イト珍ラシト、キクモ猶此兄部坊
ノ訓ノイトイニシヘブリナルヲ打守リオレハ、主シカニモカクニモ古キ世ノ事ノシルカタキコソカナシケレ、君モシ思ヒ得
給ヘル事アラハ、ツミナク語リテヨトイヘルニ、証シモナキ考ヘゴトイハムハカシコシトイヒツ、マカリテムトスレハ、
ナホトメテ、何カカシコキトシヒテイハル。オロソカナル罪ハユルサセ給ヘ、思フニ此兄部坊ノ訓ハ、イト古キ世ノ訓
ニテ、カナラスヨシアル事ナルヘシ、我按スルニ、御仏ノ御堂、イニシヘハ八幡宮ニテマシ、普代衆ト承ハル君カ十二
ヶ寺ハ、當時ノ祝子ニテオハセシナルヘシ、尔ルニ仏法渡リ来テ後、人王四十代(天武天皇御宇)前後ヨリ、帝フカク是ヲ
信シ給ヒ、モロノ神社ニ本地仏トイフ事出来、カケマクモカシコキ伊勢兩宮ハシラス、賀茂春日ヲ始トシテ、神々ニ本
地仏ノ名ヲオフセマヒラセ、社壇ニハ、或ハ前ニ或ハ後ロニ、弥陀觀音不動等ノ像ヲ置ク事トハナレリ、神ハ元ヨリ御靈ノ
ミニテ御形チマシマサネバ、神ノ御祠ヲハツヒニ仏ノ舎ノ如クナリシトソ、去ハ曾我ノ尼君ノ供奉シ給ヒシ御仏、此地ニ留
リイマセシヲ、其頃ホヒ此八幡宮ニオサメ給ヘシニゾアルヘキ、是皇國ノ風俗ノ一大変ニテ、帝御ミツカラ朕ハ三宝ノ奴コ
ナリト宣ヒシヨリ、僧徒ノ御アツカヒモ殊ニ貴クナリ、其フルマヒモメザマシケレハ、君力輩モイツシカ神國ノカサリヲ捨
テ、今ノ御姿タトハ成リ給ヒケム、往古祝子タリシソノ証シハ、仏方ハ皆清僧ニテ惣門ノ内ニ住ミ、神方ナル君力輩ハ門外

二住^(ナシ)ミマシテ、ムカシノマ、ノサマナリ、又惣門モ昔シハ鳥井ナリケムヲ、イツノ回録ニカカク変シタルナルヘシ、其例^(タ)シハ、今仏場ニテ鳥井アル処多シ、夫寺ノ地、昔ハ皆神社タリシ事、知ル人ナキハイト浅間シ、是ヒトヘニ中古ノ帝一度左リシ給ヒシカユヘナリ、去レハ、彼モ一時是モ一時、今モ神祖ノ遺勅ヲ恐レ給フ御世トモナリ、君力輩モ昔シノ御姿ニカヘリ給フコトアラムモ、又シルヘカラス、サラバ皇国ニ生レテ神ニ仕給フカヒ有テイト、メテダカラマシ、カクサシ過シタル事トモ聞ヘサスルモ、神国之名ヲオシムノ余リニナム、無礼^(ムレイ)ノツミサリトコロナシ、トイヘハ、主シ、今ノ御考ヘ、ワナミノ夢ニダニ思ヒヨラスコトナリ、ワカ輩ニモトク語リテム、只古記ノ伝ラサレハ、何事モ知ラレザルモ恨ミナル、トイヘルニ、尔リ、慶長ヨリサキツカタノ事ハ、知レサルソ多カル、知レサルハ知レサルニシテオクコソヨケレ、又イツノ世イツレノ端ヨリカ頭レテ明ラカニナル事モアラム、ナトイヒテ立出ルニ、姓名ヲト問ルレド、唯道ユク者トイヒテ、後期ヲ約シテ出ヌ。サテ江戸ニイキテモノスル事シヨヘテ、又ノ年婦リシ時、十月廿日ノ日、彼兄部坊ヲトフラヒシカハ、主シ待ワタリツルトテ語ラレケルハ、去年ノ冬、伊勢渡会之神職久母倉太夫光基^(ミツモト)トイフ人、茶湯ヲ業トシテ遊曆^(アソビ)シテ此国ニ来タリシニ、ワガ輩ソレカ弟子トナリテ茶ヲ学ヒシニ、オノノ名札ヲ出セシカ、ワカ兄部坊ト記セルヲ見テイトアヤシト思ヘルサマナレハ、君ガノ給ヘシコト思ヒ出テ、イカニオホスニカト問ヒシカハ、此姓ワカ神職ノ中ニ只一家アリ、又世ニアラシト思ヒシニ、今コニアレハイト珍ラシキ也トイハル、サラハ其家ノ職ノ事ハイカニト問フニ、太神宮ヘ備膳スルノミノ役ナリトイハレキ、サレハ君ガ考モ空シカラス、ワガ祖先神職タリシ事モ思ヒ半ニ過ヌト語ラル。扱我姓名ヲモ付、別レテカヘリヌ。其後彼御供ノオロシニ文ソヘテ送りオコサレタル事度々アリト、黒川翁カタラル。イト珍ラシキモノ語ナレハ、聞マ、ニ書記シヌ。善光寺ハモト社地ニテ、兄部坊ナトハイニシヘノ神職ナリケム事ハ、翁ノ考ノ如クナルヘシ。

任幸便一簡致啓上候向暑之砌御座候処御家門様御揃弥御勇康被成御座珍重之御義ニ奉存候随而当方無異罷在候間乍憚御休意可被下候先者御窺のミ以愚札申上候恐惶謹言

六月廿一日

兄部坊

黒川那雄様

如来御備差上候御受納可被下候

天保十亥年信州善光寺之兄部坊之来書翰明石氏懇望被致候ニ付黒川之被進候則書翰之写なり本紙ハ明石公ニ有之候此壹冊者此はなし射水郡内島村五十嵐小文治江黒川よりはなし有之処珍事故ニ小豊治直ニ執筆被致候筆記之壹冊なり

于時天保十二丑水無月初六日写之置者也

兄部坊より之書翰ハ天保十亥年黒川老翁拙寺ニ逗留之間ニ信州より当寺江迄来る也

二 校異

(一) 河野本は、「善光寺物語」という内題下に「五十嵐篤好記」と記し、すぐに「黒川那雄話トモオウハナシけらくは」と本文が始まる。したがって本翻刻の冒頭部分はない。つまり黒川那雄のことに關する記述がない。このことは、本「校異」の項目で扱う他の四箇所の異同と同様、本書が、五十嵐篤好記『善光寺物語』の忠実な筆写ではなく、いわばライトの意識で書写されたものであることを想定させる。

黒川那雄について、詳細は不明ながら、次の資料によって、質屋だったことがわかる。越中新川郡の十村（大庄屋）職であつた杉木家に伝わる文書（杉木文書、富山県立図書館蔵）のうち、「諸商売取調理書上申帳」は、新川郡の諸商売人を地域別に調査したもので、安政六年（一八五九）の書上であるが、そのうちの島組（組とは数ヶ村をまとめた行政単位）の最初にある次の記事である。

一質屋 新庄新町亀屋

徳兵衛

同 紅屋

弥兵衛

同 黒川屋

町新庄村

権吉

又兵衛

同 亀屋

同 村

宇左衛門

七右衛門

同 黒川屋

大島村

小右衛門

仁左衛門

同 亀屋

幾次郎

この記録の四番目に出てくる「黒川屋小右衛門」が黒川那雄にあたるのだと思われる。ただ、住所が本書にいう町新庄村ではなく、新庄新町になっていることと、年令のことが気になる点である。本書で黒川那雄を七十一歳といっているのがいつの時点なのかは明確でない。善光寺へ参詣した天保元年（一八三〇）なのか、「拙寺」に逗留していた天保十年（一八三九）なのか、本書筆記の天保十二年（一八四一）なのか。筆記の時点と考えるべきであろうが、それでも安政六年には八十九歳である。「書上申帳」の黒川小右衛門が、次代の名ではなく、黒川那雄だとすると、相当に長寿の人だったことになる。また、住所の「町新庄村」は、杉本文書が間違うとは考えにくいから、本書の筆記者が隣接する新庄新町と町新庄村を混同した結果ということになる。このようにいくらか仮定せざるを得ない点も残るが、黒川那雄が質屋を家業としていたことは動かないように思われる。質屋であったがゆえに、比較的自由に各地へ赴くことができたのであろう。新川郡の他の組の記録をみると、質屋は、酒造、蔵宿、売薬商売を兼ねている例が多い。越中新川郡における質屋の性格を物語ってしよう。

(二) 兄部坊が仏經到来を語る箇所、「朝議決セザリシニ」以下、「都ノ内ニ安置スル事ナリガタク」までの部分は、河野

本では次のようになってゐる。

朝議決せずさりとてかへさむもいかゝとて時の大臣曾我馬子ひとり是を祭る事に朝議定りぬ其後世の中に病ひおこりなと
さま／＼の災禍ありて是みな仏の不幸と成りしこと必史にみえたるか如しかくて馬子か子蝦夷もかの仏を信じけるに三十
九代天智天皇の御宇蝦夷か子入鹿の乱に此仏も都のうちに安置する事やすからす

ここは大幅に書きかえてゐる。おそらく(四)で示すように、入鹿の事を天智天皇の御宇というのは粗すぎるとする五十嵐篤
好記『善光寺物語』の記述によつて、『善光寺物語』を改変したのであらう。

(三) 黒川那雄が兄部坊の元を辞去しようとしてとめられるあたり、「ナホト、メテ、何カカシコキトシヒテイハル、」の箇
所は、河野本では、「猶の給ふてよとあるかしこきとしひていはるゝにすまはむはたかしこれはさらは申てむ」となつ
ている。本書筆者の見た『善光寺物語』が河野本と大差ないと仮定して(本「校異」はその仮定の上に立っているのだが)、
本書筆者にはいささか理解に苦しむ文脈に思えたのであらう。

(四) 本文末尾近く、「イト珍ラシキモノ語ナレハ、聞マ、ニ書記シヌ」のあとに、河野本では次の文章がある。

入鹿の事を天智天皇の御宇といへるなど鹿なる所もあれとそはかの兄部坊のいへるまゝなれば改めす

この五十嵐篤好の感想を、本書筆者は削除し、(二)で述べたように、該当箇所を書き改めることで兄部坊の間違いを正し
たのであらう。

(五) 河野本の末尾は「翁の考の如くなるへし」で終つていて、兄部坊の書簡以下はない。付された書簡は、本文中にある
「其後彼御供ノオロシニ文ソヘテ送りオコサレタル事度々アリ」ということの証拠となつてゐる。この本文中の記事によつ
て、五十嵐篤好が黒川那雄からこの『善光寺物語』を聞いたのが、天保元年(一八三〇)よりは数年後であることがわかる。
河野通義の筆写本が嘉永元年(一八四八)。本書の筆写は河野本に先立つこと七年の天保十二年(一八四一)。「黒川老翁拙
寺に逗留之間ニ」という文章が本書の末尾にあることから、本書は寺院における筆写であることが推定できる。本書を含む
合綴本の全体はほぼ同一人の筆写と思われるが、合綴本の大半をしめる『徳本行者御一代記』には、文化十三年(一八一六)、

徳本上人が加賀越中を訪れ、金沢如来寺で三日間説法を行なった記録が含まれ、「右ハ徳本上人東都ヨリ御当国ニ来り給フテノ御化益之筆記」と記されている。如来寺は金沢小立野にあった（現在もある）加越能三州の浄土宗の頭寺である。本書という「拙寺」とは、おそらく、如来寺か、その触下の浄土宗の寺だと思われるのだが、特定できない。

五十嵐篤好の名は「小豊次」という表記が多い。本書で「小文治」とも記しているところを見ると、小豊次はコブンジと読んだものか。砺波郡の十村職で内島村は同郡内にあったから、本書で射水郡というのは間違い。五十嵐篤好は富士谷御杖門の国学者でもあった。管見に入った五十嵐篤好の著述の中に、黒川那雄に言及した箇所は見出せない。寛政五年（一七九三）十二月十六日生、文久元年（一八六一）正月二十四日歿。黒川那雄よりは二十歳以上の年少であった。

三 付記

本書は、善光寺御堂の裏手（北）にあった御下宮を、年に一度、師走二の申の日に祭る中衆の起源を中心話題に、黒川那雄と兄部坊の臨場感あふれるやりとりから成っており、紀行でもなく考証でもなく、しかもそれらの要素を含みつつ、文字通り物語としか言いようのない性格を示している。話題の結論は、中衆神職起源説におちつくのだが、伊勢度会の神職久母倉太夫も登場して、物語としての説得性は十分にもっている。話題が話題であるだけに、物語にしかないという面は免れたいが、ここで、この話題にまつわる歴史的背景を、先学の考説によっていくらか付記しておこう。

享保十九年十二月、松本城主水野忠恒の家臣鈴木重武・三井弘篤が主命によって編述した『信府統記』三は、善光寺年宮について、「本堂ノウシロニアリ、極月申ノ日夜半ニ毎歳迁宮アリ、青面金剛ニ化シテ御年ヲトラセタマフトナリ、神道ノ源秘儀式アリトナリ、役者十五人執行之（後略）」と述べている（『新編信濃史料叢書』五巻）。善光寺本堂の後の祠を「善光寺物語」は「御下宮」と言っているが、この名称は他に例がなく、年宮、年（歳）神堂、歳神宮、年越宮と呼ぶのが普通で、『信府統記』の年宮が「御下宮」にあたることは疑いない。善光寺如来は年に一度青面金剛になって年を越すと『信府

『統記』は言っているのである。庚申信仰の影響が考えられよう。「役者十五人」とは中衆のことである。

御下宮の神体は、諏訪系の健御名方富神彦神別神とも考えられた。平田篤胤門の松沢義章の『顯幽本記』春之部四に、「善光寺といふ寺は諏方大神の御子南方刀美彦神別命の鎮まりまし坐御宮の地なり（中略）かくて大乱うち続きける間に御宮はいよゝ小になり、寺はますゝ大になり遂に御宮の地を悉く寺の有とし御宮は今本堂の後にはつかに存れり」と記されている（『諏訪史料叢書』三）。「本堂の後にはつかに存」った宮が御下宮ということになる。神体を同じく健御名方富神彦神別神としながらも、御下宮の祭事は年越ではなく祈年であると考えたのが『芋井三宝記』（天保十一年成立）の岩下貞融である。その「年神堂弁」に「善光寺の御堂の後に年神堂あり、伝曰仏の御歳越の堂なりといへり、年ごとに十二月中申日の夜、その事をとれるを堂童子といふ、こは中衆といふ十五坊ありて、かはるゝそのこととれるにて（中略）或曰此堂は八幡宮なり、此御年越といふは八幡宮祭なりといへり。貞融按、御年越は祈年を年越とおもひあやまりつひに年越とよみあやまれるにて祈年祭なるべし」（『信濃史料叢書』中）。

御下宮の神体を八幡とする説は、黒川那雄自身が「何ノ書ニテ見シニヤ、又ハ人ノイヒタルニヤ」と語っているように、かなり広く流布していた考えのようである。『顯幽本記』は先に引用した部分に続けて、「いつれの頃か奸僧等か巧にて此宮は八幡大菩薩にて此寺の鎮守の宮なりなと妄言をいひ出し遂に正伝のことく世の人を誣とけしは悪むへき所為になん有けるいつれの頃よりか皇女を尼となして下したまふことなど始り僧等の威強くなりていにしへよりの神官はいつしか寺の被官のことくせられ後には円頂になり僧衣の如きものを着て己も何坊くれ坊なといひ今は一種の僧となり妻もあれとも一向宗といふものにもあらず別に善光派の僧と唱ふ今は十二三家も有とゞ及へり古は南方刀美彦神別命今は八幡大菩薩と唱る社の例祭を毎年十二月晦日の夜善光派の僧等是を執行ふ是古は神官にてありし徴なり」と記す。この考えは、細部に精確さを欠くものの、『善光寺物語』の基調とよく似ている。ではなぜ御下宮の神体を八幡宮と考えるようになったのであろうか。南佐久郡の神官井出道貞の『信濃奇勝録』（天保五年脱稿）巻二は、年越宮について「本堂の後背に有八幡宮を祠ると云善光の姓ハ本田正字ハ替田応神天皇の御諱を替田別尊と申奉るより出ると云毎年十二月申日夜半に迂宮あり俗説に八幡宮は本地

弥陀如来にて此夜ハ如来八幡宮となりて年をとらせ給ふと云伝ふ」と記している（『新編信濃史料叢書』十三卷）。また『芋井三寶記』『年神堂弁』は、「またある人の八幡宮也といへるも、中頃さいへりしこともありしならん信玄八幡殿方を信仰せらるるとて何処の神社もさいへりしより今も御堂の前なる小き石橋を、駒回の橋といへり、八幡宮のまへには石の仮橋かけて、駒回といふ世のならひなり」と記し、信玄の影響に帰している。

御下宮は、その後「此宮は昔八幡の社なりしが今ハ横沢町よこざわに還してその跡也」（『善光寺道名所図会』、天保十四年自序、嘉永二年刊、卷三）となる。横沢町の八幡宮は善光寺のすぐ西側にある。神体はすでに横沢八幡宮に遷してしまつたということなのであろう。弘化四年三月二十四日の善光寺の大地震で御下宮も潰れるが、再建され（永井幸一『善光寺大地震図会』、明治十一年城山じやうざんに移つて県社彦神別社ひこみわけしやとなる（『善光寺小誌』昭和五年、長野市教育会編、坂井衡平執筆。のち坂井衡平『善光寺史』に収録）。「宝永再建前の古図にも如来堂の北裏に年神堂常在に在り。寺地、元式内大社彦神別社の地にて其名残なりと古来の説甚だ多きも信じ難し。或は八幡神とも云ひ、横沢八幡宮を御歳宮おんとしのみやと記せるもあり。十二月中申の夜、中衆堂童子茲に籠りて年越の式を為す例なり」（同右）。たしかに元禄五年の善光寺見取図にも、如来堂の北裏に「年神宮」がみえる（『信濃』第三卷第三号附録）。現在本堂後の地は「寺務職大本願廟所」となっている。

久母倉太夫は、伊勢外宮の御師久保倉大夫のことであらう。直接光基に関する資料ではないが、『神宮御師資料外宮篇一』（皇学館大学史料編纂所編、昭和五十七年）に、伊勢の浦口町に住んでいる久保倉大夫武文のことが出ている。明治十二年七月の調査で（伊勢の御師は明治四年廃絶）、元の通称は久保倉右近、「旧家格ハ旧幕府独礼朱印之証文授ケラレ三方年寄ノ名義ニテ土地政務ニ関係仕候」とある。配札の国郡は常陸・羽後から伊予・安芸まで数多く、信濃国は筑摩郡三ヶ村、水内郡二ヶ村が含まれている。同資料には、他に久保倉但馬、久保倉二頭大夫の名もみえる。直接の資料ではないからすべて推定だが、久母倉太夫は伊勢の御師と判断して間違いないだろう。御師久保倉大夫は応永以前からの師職で（同上）、伊勢参詣記に散見する。武文は旧三方惣代をつとめた有力者であつた。三方年寄は神宮家につぐ階級である。

伊勢の兄部はどういう役職だったのであろうか。『毎事問』上には、「問、司家政所兄部しやかうへと云ハ如何ナル故ゾヤ、答、凡

ソ兄部トハ何レノ職ニテモ相役ノ人数アル中ノ一鴈ヲ云ナリ、兩宮旧記ノ中ニ物忌父兄部ト書クルモ是即今ノ子良一鴈ノ事ニ当ルナリ」「尚、宮司家ノ政所ヲ主典ト云、主典ハ何ヲ役ト為ル者ナルゾヤ、答、主典ト云者ハ司家ニ限ラズ京都凡テノ諸司ニ有モノニテ文筆ヲ主トル役ナリ、司家ノ主典モ年中ノ公文文案書記等ヲ事トスル也」とある（大神宮叢書『神宮隨筆大成』前篇）。宮司家の政所で文書を司どつていたことになるが、そうすると、『善光寺物語』にいう「太神宮へ備膳スルノミノ役ナリ」と異なる。『毎事問』は享保十七年成稿（同書解題）だから、天保年間までの間に職掌が変化したとも考えられるが、そういうことはあり得まい。一方、善光寺の兄部坊については、坂井衡平『善光寺史』は「以前三老僧で有った兄部坊は名が奇であるが、兄部の訛りである。元氏長を兄と云ふより、氏長家に仕へる部族を兄部と称したものらしいが、後世力者の頭を座頭、兄部と云ひ（中略）又伊勢・熱田の神宮司では属官（主典）の一鴈を呼んだ。其他禪家寺家等に此称が有る」と言い（第一編第四章第八節）、清水保「善光寺研究における二三の問題」は、「兄部坊（コノコンボウ）は棍棒兄部坊とかくべきを省略されたものであるという。本堂内を警護する棍棒を持った人夫の世話方、兄貴とも云うべき役である。堂明・堂照に次いで重要な役柄であり、坊内でも格式が高い。今日でいうと請願巡査という役柄であらう。大本願が成立しない昔は、この三坊が中衆の取締り格であつた。如來が他所え出張（火災其他）の際にはこの兄部坊が輿に附随して警護にあたつた」（『信濃』二卷十二号、昭和二十五年十二月）と言う。ここで思いあわされるのは、『太神宮司神事供奉記』（元禄八年刊）の卷一、延応二年（一二四〇）の神事供奉日記の四月十四日の記事で、「御衣神事宮司皆參盛房良国長則也各參離宮院奉侍御衣奉拜如例、其後行列如例、占部兄部等參於宮河、際祓如例、參外宮」というものである。兄部は祓の神事に關係しているように読めると同時に、神事の行列に關与しているようにも読めるのである。要するにこの期の伊勢兄部坊の職掌に關しては決定できないので、「太神宮へ備膳スルノミノ役」という言い方は、一般的に神に奉仕するという意味で言われたか、あるいは久保倉太夫が善光寺の兄部坊に話をあわせた結果、というふうに今は解しておく。

中衆はもと十五坊。明治九年に行蓮坊が廢絶して十四坊となつたのだが、天保年間はまだ十五坊だから、『善光寺物語』

で兄部坊が言う「我ガトモガラ十二院」とか「我輩^{トモ}ガラ十二ヶ寺」というのは、堂然（堂照のことであろう）・堂明の二坊を別格として、自坊を含めた他の十三坊を意味する言い方なのであろう。堂童子のつとめはこの十三坊の交替であった。

兄部坊が黒川那雄に送った餅は、『芋井三宝記』によれば「十二月二十一日、御餅搗は中衆のこらず堂童子の坊にうちやり、如來への御備搗候内は男女を外へ出し、面に覆面し、衣にたすきをかけてこれをつく、これを搗終れば、いはひとて陽形陰形を大根などにて作りて、さまぐいろいろなどして坊内に取ちらしおき、男女をよびて大にわらひ興ずることなりとぞ」（『御餅搗の事』）という餅のことであろうが、餅搗の日が違ふ。黒川那雄の記憶違いか。

「我又問フ。尔ラハ世ニイフ本田善光アヤメノ前ノ事ハイカニ、キカマホストイヘハ、是ハタハ世ニイフ事ニシテ、此山ニサラニ事迹ナシ」とは明快だが（「アヤメノ前」は弥生御前のことであろう）、その後に出て来る岡本某のことは不明。

「今当山ノ住職大本願上人ト申奉ルハ」「伏見殿ヨリ御入ノ尼公也」とは、大本願百十七代の誓円上人のことである。

注

1 河野久太郎通義は、算術家石黒信由の弟子（稲垣湊『五十嵐篤好』、昭和十六年十月刊、富山県立砺波高等女学校郷土研究室発行）。篤好の算術の師も石黒信由である。

2 五十嵐篤好の伝記は、平井武夫「国学者五十嵐篤好の生涯と其の著作」（『国学院雑誌』二十四卷九号・十号、大正七年九月・十月）が先鞭をつけ、高野義太郎（富山市千石町郷神社明社宮司——当時）の活動（『贈従五位五十嵐篤好年譜』、『皇国』三六二号、昭和四年二月、など）を経て、前掲稲垣湊『五十嵐篤好』となる。現在、『五十嵐篤好』がもっとも詳しい。宮島春夫「郷土における近世諸学の系譜——五十嵐篤好の学問」（昭和三十二年度「科学教育研究室論集」、富山大学科学教育研究室）も、五十嵐篤好の生涯と学問を簡単にまとめている。篤好は生涯に三度、十村の職務に関連して、入牢流刑、免職追込、閉門の処分にあっている。本書『善光寺物語』の末尾で、黒川翁が「拙寺ニ逗留」

していたという天保十年は、二度目の処分（天保九年七月から天保十一年八月までの免職追込）の期間にあたる。『五十嵐篤好』に、篤好は「只一度上方及善光寺近傍を遍歴されたる外殆ど邦外に足を伸したることなく」という記述があるが（39ページ）、確認し得ない。なお、五十嵐篤好の国学は言霊学に収斂していったようである。篤好が死の前年の安政七年二月に旅先の金沢で書いた「言霊旅曉」によれば、言霊学とは、文化十三年日向の老翁が、京で野山元盛が伝えてその子孫がもっていた文（享保年間参河国碧海郡大浜の神社改築の時、天井から出た木皮の文字十七枚）を上古の文字といたことが発祥で中村孝道が出雲の国造俊信と上官佐草春主の許しを得て広めたものという。篤好はこの学を望月幸智から学んだ。

3 中衆の起源について、坂井衡平『善光寺史』（昭和四十四年、岩崎美術）は檀越家と考えているようであり、五来重『善光寺まいり』（一九八八年、平凡社）は聖を想定している。そして両説とも檀越家の立場、聖の職能の面から、神職説の出てくる可能性を否定していない。